

「成田市低入札価格調査制度実施要綱」新旧対照表

現行	改正案																				
第3条 略 (1) 予定価格算出の基礎となった額をもとに算出した次に掲げる額の合計額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格(税抜)に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格(税抜)に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格(税抜)に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格(税抜)に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1及び別表第2に留意するものとする。 ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額	第3条 略 (1) 予定価格算出の基礎となった額をもとに算出した次に掲げる額の合計額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格(税抜)に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格(税抜)に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格(税抜)に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格(税抜)に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1及び別表第2に留意するものとする。 ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額																				
別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>左に含む費目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費の額</td><td>直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等</td></tr> <tr> <td>共通仮設費の額</td><td>共通仮設費、間接労務費等</td></tr> <tr> <td>現場管理費の額</td><td>現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費等</td></tr> <tr> <td>一般管理費の額</td><td>一般管理費等</td></tr> </tbody> </table>	項目名	左に含む費目	直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、 機器費、設計技術費 、処分費等	共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等	現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費 等	一般管理費の額	一般管理費等	別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>左に含む費目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費の額</td><td>直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費等</td></tr> <tr> <td>共通仮設費の額</td><td>共通仮設費、間接労務費等</td></tr> <tr> <td>現場管理費の額</td><td>現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費等</td></tr> <tr> <td>一般管理費等の額</td><td>一般管理費等</td></tr> </tbody> </table>	項目名	左に含む費目	直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、 機器 単体費、処分費等	共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等	現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 設計技術費、機器 間接費等	一般管理費 等 の額	一般管理費等
項目名	左に含む費目																				
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、 機器費、設計技術費 、処分費等																				
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等																				
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費 等																				
一般管理費の額	一般管理費等																				
項目名	左に含む費目																				
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、 機器 単体費、処分費等																				
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等																				
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 設計技術費、機器 間接費等																				
一般管理費 等 の額	一般管理費等																				

	<u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要領の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。</u>
--	---